

○習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例

昭和47年7月4日

条例第32号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の地域内に現存する自然を保護するとともに、緑化の推進をはかり、もつて市民の良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第1条の2 この条例において「事業者」とは、市内において事業活動を行う法人、個人をいう。

(昭52条例13・追加)

(市のつとめ)

第2条 市は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項について必要な施策を総合的に講じなければならない。

- (1) 自然の保護及び緑化の推進に関する基本的かつ具体的な計画の作成
- (2) 自然の保護及び緑化の推進に関する施設の整備
- (3) 自然の保護及び緑化に関する調査、研究
- (4) 自然の保護及び緑化の推進に関する知識の普及高揚
- (5) 自然の保護及び緑化の推進に関する功労者の表彰

(昭52条例13・一部改正)

(事業者のつとめ)

第3条 事業者は、市が行なう自然の保護および緑化の推進に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、事業活動による自然および自然環境の破壊を防止するためにその責任において適切な措置を講じなければならない。

(市民のつとめ)

第4条 市民は、樹木の植栽、育成その他自然の保護および緑化の推進につとめなければならない。

2 市民は、市および事業者が行なう自然の保護、緑化の推進ならびに施設の整備に関する事業に協力するようつとめなければならない。

(財政上の措置)

第5条 市は、自然の保護および緑化の推進をはかるために必要な財政上の措置を講じなければならない。

第2章 自然の保護

(昭52条例13・改称)

(保護地区等)

第6条 自然保護及び緑化の推進を図るため、次の区分により自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹木（以下「保護地区等」という。）を定めるものとする。

(1) 自然保護地区 樹木、草地、水面等の所在する地域であつて、良好な自然環境を維持するため保護することが必要な地区

(2) 都市環境保全地区 市街地又はその周辺の樹木の所在する地域であつて、良好な都市環境を保持するために必要な地区

(3) 保存樹木 市街地の美観風致を維持するため保護することが必要と認められる樹木

(昭52条例13・全改)

(保護地区等の指定等)

第7条 市長は、前条に定める区分によりその所有者の同意を得て保護地区等を指定する。

2 前項の規定は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第8号）及び習志野市文化財保護条例（昭和45年条例第47号）の各規定に基づいて指定又は仮指定された樹木又は樹林については、適用しない。

(昭52条例13・平17条例2・令6条例8・一部改正)

(保護地区等の指定の告示)

第8条 市長は、保護地区等を指定したときは告示しなければならない。

(昭52条例13・一部改正)

(保護地区等の変更、解除等)

第9条 市長は、指定した保護地区等について必要があると認めるときは、その保護地区等を変更し又は指定を解除することができる。

- 2 所有者は、市長に対し、前項の規定による指定の変更又は解除をすべき旨の申請をすることができる。

(昭52条例13・平17条例2・一部改正)

(行為の届出等)

- 第10条 自然保護地区内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、その規模が規則で定める基準に該当するときは、市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 木竹を伐採すること。
- (3) 土石類を採取し、その他土地の形質を変更すること。
- (4) 水面を埋め立てること。

- 2 都市環境保全地区内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、その規模が規則で定める基準に該当するときは、市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 木竹を伐採すること。
- (3) 土石類を採取し、その他土地の形質を変更すること。

- 3 保存樹木について次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 保存樹木を伐採し、又は損傷すること。
- (2) 樹木の生態に著しく影響を及ぼすおそれのある表土を採取し、又は薬剤を散布すること。

- 4 前各項の規定により届出をした者は、当該届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為をしてはならない。

- 5 市長は、保護地区等における自然環境及び樹木の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

- 6 市長は、第1項から第3項までに規定する届出があつた場合において必要があると認めるときは、その届出者に対して、自然の保護及び緑化の推進を達成するために必要な措置について指導又は勧告をすることができる。

(昭52条例13・一部改正)

(適用除外)

第 11 条 次の各号に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。

(1) 通常の管理行為又は軽易な行為であつて規則で定めるもの

(2) 保護地区等に指定され又はその保護地区等の変更の指定がなされた際既に着手していた行為

(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(昭 52 条例 13・一部改正)

(原状回復命令等)

第 11 条の 2 市長は、第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定に違反し、又は第 10 条第 6 項の勧告に従わない者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(昭 52 条例 13・追加)

第 3 章 緑化の推進

(昭 52 条例 13・追加)

(公共用地の緑化)

第 11 条の 3 市は、学校、保育所、道路、公園その他の公共施設の緑化を行うものとする。

(昭 52 条例 13・追加)

(居住地等の緑化)

第 11 条の 4 市民は、規則で定めるところにより、自らの居住地及び地域の緑化を行うものとする。

(昭 52 条例 13・追加)

(事業所用地の緑化)

第 11 条の 5 事業者は、規則で定めるところにより、その所有し、又は管理する用地内に緑地を確保し、緑化を行うものとする。

(昭 52 条例 13・追加)

(開発行為)

第 11 条の 6 開発行為（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 1 項に規定する開発行為をいう。）をしようとする者は、開発区域（都市計画

法第4条第12項に規定する開発区域をいう。)内の緑地の保全を図り、規則で定めるところにより緑化を行うものとする。

(昭52条例13・追加)

(緑化協定)

第11条の7 市長は、一定区域内の緑化を推進するため当該区域内の土地の所有者又は管理者と緑化協定を締結することができる。

2 市長は、工場(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項の統計基準として定められた日本標準産業分類に掲げる産業のうち鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業及び郵便業を営むために供される施設をいう。)の緑化を推進するため、当該工場を有する事業者と緑化協定を締結することができる。

(昭52条例13・追加、令6条例8・一部改正)

(緑化行事)

第11条の8 市長は、市民の緑化に対する認識を深めるため各種の緑化のための行事を行う。

(昭52条例13・追加)

(緑の表彰)

第11条の9 市長は、緑化の推進、保全及び啓蒙に功労があつた者を表彰することができる。

(昭52条例13・追加)

(市の木、市の花)

第11条の10 市の木はアカシア、市の花はアジサイとする。

(昭52条例13・追加)

第4章 罰則

(昭52条例13・追加、平17条例2・旧第5章繰上)

第12条 第11条の2の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

(昭52条例13・追加、平17条例2・旧第15条の2繰上)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する

ほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

(昭 5 2 条例 1 3 ・ 追加、平 1 7 条例 2 ・ 旧第 1 5 条の 3 繰上)

第 5 章 雑則

(昭 5 2 条例 1 3 ・ 旧第 4 章繰下、平 1 7 条例 2 ・ 旧第 6 章繰上)

(規則への委任)

第 1 4 条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

(平 1 7 条例 2 ・ 旧第 1 6 条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 か月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和 5 2 年 3 月 3 1 日条例第 1 3 号)

この条例は、昭和 5 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 3 月 3 1 日条例第 2 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 2 9 日条例第 8 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。